

《 請求時の添付書類 》

請求内容	支給基準	添付書類等
治療費	療養上相当と認められるものであり、個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められもの。 災害と直接因果関係のない傷病については補償の対象外。	・領収書
薬局調剤	医師の処方せんによる薬局での調剤。 医師が必要性を認めないものについては補償の対象外。	・調剤費請求明細 ・領収書
文書料	補償の実施上必要な文書に限る。 診断書料は、災害の認定請求手続に要したもの（原本を基金に提出したものに限り。）通常1通分のみ補償。 したがって、服務関係等他の目的に使用する診断書料等については、補償の対象外。	・領収書
補装具費用	療養上医師が必要と認めた場合には、コルセット、固定装具等の購入費用。	・医師の装具装着証明書 ・領収書
歯科補綴料	歯科補綴における材質については、歯科補綴の効果又は技術上の必要による材質によるものとし、単に審美性を目的として金、メタルボンド等（健康保険対象外の材質）を使用する場合には補償の対象外。	材質が妥当かどうかについては、事前に基金支部に協議してください。
理学療法等	はり、きゅう、マッサージの施術等で医師が必要と認めたもの。 温泉療法については、積極的効果があるとして、医師の指導のもとに行われるもの。	・医師の証明書（マッサージ施術等を必要とする事由等の記載を要する） ・領収書
柔道整復師による施術	療養上必要な施術のうち、脱臼又は骨折については応急手当の場合を除き、医師の同意を得たもの。	（医師の同意書の添付は要しないが、請求書の医療機関証明欄に「本件施術に関し、病院 医師の同意を得ている」旨の記載を要する。）
室料差額	個室又は上級室利用の場合の室料差額は、救急の場合で普通病室が満床のとき、又は病状により療養上必要と医師が指示した場合等に限り、当該事情の認められる期間分のみ。	・個室使用証明書 ・領収書
入院諸費	入院料とは別に医療機関から請求される暖冷房費、電気代、ガス代、貸与寝具代等で、入院者全員から徴収される性格のもの。	・領収書 （内訳、明細の判るもの）
看護料	入院した場合の看護は、原則として医療機関において行われるが、医療機関が基準看護（完全看護）でなく、かつ病状重篤につき医師の指示により看護師の看護を要した場合等。 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護については、居宅において療養中、重症のため医師が常時看護師の看護を要すると認めた場合等。	・看護証明書 ・領収書

請求内容	支給基準	添付書類等
移送費	<p>被災場所から医療機関へ移送する場合又は医療機関相互を転送する場合の費用並びに合理的な範囲内の医療機関へ通院のための交通費。</p> <p>なお、交通費は、一般的には電車、バス等の公共交通機関の利用によるもの。</p> <p>タクシーの利用は病状により歩行困難である等、タクシー又は車利用でなければ症状を悪化させる恐れがある場合のように、治療上やむを得ない場合に限り、実際の負担額。</p> <p>その他特殊な検査のため遠方の医療機関へ行った場合の宿泊料及び独歩できない場合の介護付添に要する費用についても、合理的な範囲内に限り補償。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移送費等明細書 ・ 領収書